○農林水産省告示第千七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県府中市目崎町字新開一〇一三三の七（国有林）、一〇一三三の五、一〇一三四の七、一〇一三四の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県大町市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県安曇野市堀金烏川一六の二四・二八の二・二九の一・二九の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市龍江九一五五の一九、九一五五の二二、九一五五の二三、九一七四の九八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡喬木村三九〇七の二六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県吉野川市美郷字大野九の三三

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町上豊松字江栗谷向山五五八七の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かんよう）

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月十七日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年十一月十七日　農林水産大臣　武部　新

一　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Chrysanthemum L.	精つむり（せい）	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地８	第38667号 令和８年８月13日
〃	精こよい（せい）	〃	第38668号 令和８年８月13日
Euphorbia milii Des Moul.	Alexandra	A／S KNUD JEPSEN Skanderborgvej 193, Norring, 8382 Hinnerup, Denmark	第38611号 令和８年６月23日